

第6章 文化資源の保存・活用

第1節 文化資源の保存・活用に関する将来像

第3章で示した通り、富士山の麓に位置する本市では、人々は古くから富士山からの恩恵に加えて、様々な災害も受けながら生活してきました。本市に様々な影響を与えてきた富士山に対し人々は、畏敬の念を抱くようになり、その現れとして、遥拝や山岳修験、富士講等の富士山信仰が行われました。また、自然災害に適応するため様々な生活の工夫をして暮らしてきました。これら人々の営みは本市特有の歴史文化を形成しました。本計画では本市の歴史文化の特性を踏まえ「富士山と寄り添うまち」を将来像として定めます。

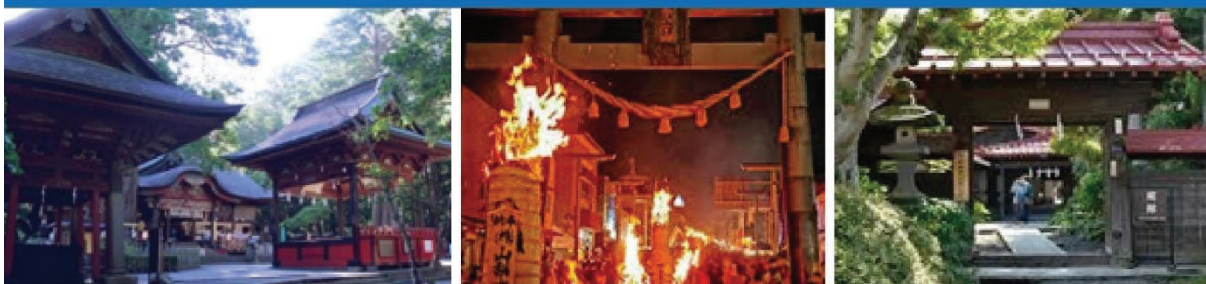
この将来像を実現するためには、文化資源を把握する調査を必要に応じて実施し、その成果に基づき確実に保存できるようにハード・ソフト両面からの適切な整備が必要となります。また、後世に継承していくためには、市民の皆様に文化資源の魅力を十分に理解してもらうことが大前提です。まず、魅力発信し、現在の生活の中に活用していくことが必要不可欠です。さらに、吉田口登山道や富士山の景観など、魅力ある文化資源をまちづくりに活かしていくことで、御師町として栄えた本市の歴史や、雪代などの自然災害に対応した利水、灌漑、新田開発など人々の知恵と努力の結晶を、現在の本市に位置づけ、人々の郷土愛を醸成することができます。

文化資源を適切に保存し、まちづくりへの活用を進め「富士山と寄り添うまち」を実現するためには、担い手の育成や、多様な主体で取り組む体制の整備が欠かせません。

このように、将来像を実現するためには、「保存・活用」、「文化資源を活かしたまちづくり」、「推進の仕組みづくり」の3つの視点が必要となります。この3つの視点に基づいて、課題を整理します。



目指すべき将来像 富士山と寄り添うまち



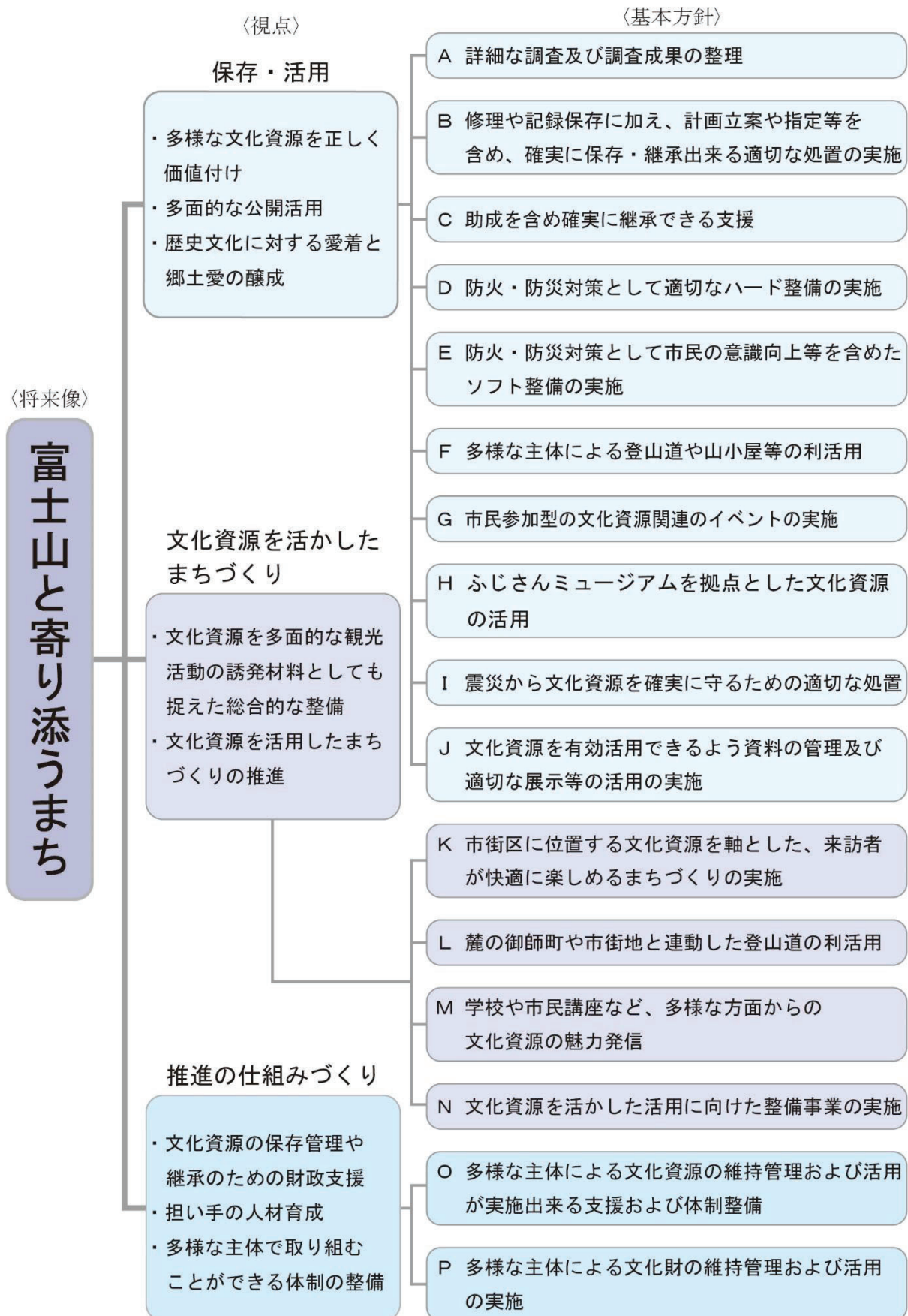


図6・1 目指すべき将来像・視点・基本方針の関係性

第2節 文化資源の保存・活用に関する課題

以下では、「保存・活用」、「文化資源を活かしたまちづくり」、「推進の仕組みづくり」の3つの視点に基づいて課題を整理します。

（1）保存・活用に関する課題

保存・活用に関する課題は、「調査・研究」、「保存・継承」、「継承支援」、「防火・防犯のためのハード整備」、「防火・防犯のためのハード整備」、「登山道と山小屋の活用」、「市民参加型の魅力発信」、「ミュージアムを拠点とした魅力発信」、「文化財修理」、「管理・展示」の10項目に整理することができます。

1）調査・研究の課題

- ・ 美術工芸品や有形の民俗文化財等の分野の把握調査ができておらず、統一的な台帳がありません。
- ・ 歴史的建造物に対し、適切な保存措置を行うための把握調査が不十分です。
- ・ 吉田城山は現状を把握するための調査が不十分で、本質的価値を適切に評価できません。
- ・ 市内の民俗文化財調査を実施してから30年以上が経過し、現状を把握できていません。

2）保存・継承の課題

- ・ 指定すべき未指定文化財の指定が進んでおらず、消失が危惧されています。
- ・ 富士山信仰に関わる用具が数多く残されていますが、劣化が進んでいます。
- ・ 後継者が不足し、継承が難しくなっている地域の祭りや伝統行事等の記録作成が進んでいません。
- ・ 御師町に代表される歴史的な町並みや市内から望む世界文化遺産の富士山の景観等が失われつつあります。
- ・ 一部の未指定文化財は、劣化・き損状況が十分に把握されておらず、また適切な修理・整備ができていないため、消失が危惧されています。
- ・ 劣化・き損が進んでいる歴史的建造物の現状確認が十分でなく、適切な修理、整備ができておらず、消失が危惧されています。
- ・ 吉田城山は、法面が危険な状態で放置され、崩落のおそれがあるとともに、樹木の繁茂により、荒廃が進むおそれがあります。
- ・ 富士山信仰の拠点である北口本宮富士浅間神社の建造物に経年劣化がみられるものの、適切な修理、整備ができておらず、継承が危ぶまれています。
- ・ 登録有形文化財の一部は経年劣化しているものの、適切な修理、整備ができておらず、その価値が失われるおそれがあります。

3）継承支援の課題

- ・ 個人や団体等が所有する市指定文化財は、後世へ継承するための修理費用の負担が大きく、修理が進められていません。
- ・ 地域の祭りや伝統行事等の後継者が不足し、継承が難しくなっています。
- ・ 地域の祭りや伝統行事等の後継者が不足し、使用する用具等の整備が滞っています。

4) 防火・防犯のためのハード整備の課題

- ・防火施設の不足により災害発生時に文化財がき損・消滅するおそれがあります。
- ・防火施設等の機能不良により災害発生時に文化財がき損・消滅するおそれがあります。
- ・耐震性能が不足し、構造が脆弱になっている歴史的建造物の現状を適切に評価できておらず、計画的な補強等対策ができていません。
- ・耐震診断の結果、旧外川家住宅の耐震性能の不足が判明していますが、適切な補強が行われておらず継承が危ぶまれています。
- ・農家（旧武藤家住宅）は、経年劣化により強度が不足していますが、適切な修理等処置が行われておらず、継承が危ぶまれています。

5) 防火・防犯のためのソフト整備の課題

- ・市消防組合、指定等文化財所有者等の文化財の火災に対する危険性への意識が十分に高いとは言えず、火災による文化財のき損・消失が危ぶまれます。
- ・災害発生時に、被災した文化財の被害拡大を防ぐ体制やマニュアルが十分に整備されていません。
- ・日常的な文化財の防火・防災の重要性が市民に十分に知られていません。
- ・指定等文化財が市内各所に分布しており、市職員による日常的な監視が困難です。

6) 登山道と山小屋の活用の課題

- ・多くの関係者と複雑な権利関係等により、吉田口登山道や山小屋等の活用がスムーズに進んでいません。

7) 市民参加型の魅力発信の課題

- ・高齢者の方も含め、どの世代の市民に対してもわかりやすい文化財の公開と情報発信がなされておらず、市民の文化財に対する理解が進んでいません。
- ・登録有形文化財の中には、市民に十分に価値が認知されていないものがあります。
- ・所蔵文化財に関連する埋蔵文化財や遺跡、動物・植物・地質鉱物の網羅的な分布図がなく、市民の市の歴史文化に対する理解が深まりません。
- ・本市の歴史文化の価値と魅力が、市内外に十分知られていません。
- ・富士山に興味・関心のある市民に対して、学びの機会を十分に提供できていません。
- ・児童・生徒が富士山や富士山信仰等の地域の歴史文化に触れる機会が減っているため、身近に感じられません。

8) ミュージアムを拠点とした魅力発信の課題

- ・ふじさんミュージアムの歴史民俗資料の価値が、市民や来訪者に十分に理解されていません。
- ・古文書や古絵図、石碑等の翻刻作業が十分に進んでおらず、史料の内容を市民や来訪者が理解することが難しい状況です。

- ・ふじさんミュージアム所蔵文化財は公開・活用の取組が特定の文化財や地域に限定されています。
- ・市内の文化財や博物館の活動に関する情報が、十分に市民や来訪者に届いていません。
- ・市内の文化財の展示・解説等の多言語化が進んでおらず、博物館の活動に関する情報が、外国からの来訪者に届いていません。
- ・映像展示設備が十分に活用されているとはいいがたく、市内の文化財や博物館の活動に関する情報が、来訪者に届いていません。

9) 文化財修理の課題

- ・耐震診断の結果、旧外川家住宅の耐震性能の不足が判明していますが、適切な補強が行われておらず継承が危ぶまれています。
- ・農家（旧武藤家住宅）は、経年劣化により強度が不足していますが適切な補強・修理が行われておらず、継承が危ぶまれています。

10) 管理・展示の課題

- ・旧外川家住宅と旧宮下家住宅、農家（旧武藤家住宅）の展示・解説が不足しており、有効な活用が不十分です。また展示・解説の更新頻度が少なく、最新情報が伝わりません。
- ・博物館における収蔵量が限界にあり、新規資料の寄贈や寄託を受け入れられません。

(2) 文化資源を活かしたまちづくりに関する課題

文化資源を活かしたまちづくりに関する課題は、「快適なまちづくり」、「登山道を活かしたまちづくり」、「市民と協働したまちづくり」、「整備事業」の4項目に整理することが出来ます。

1) 快適なまちづくりの課題

- ・市民や来訪者が自由に情報交換や交流を行うことができる拠点となる場がなく、交流が活性化しません。
- ・本市単独の取組だけでは、富士山の観光において、十分な成果を発揮できません。
- ・市内の文化資源には、来訪者にその魅力を伝えるような周遊ルートがなく、十分な活用が行われていないものがあります。
- ・アピールが不十分であるため、本市の特徴である“御師のまち”が十分に認識されません。
- ・富士山周辺を訪れる観光客が本市の中心市街地にあまり足を運ばないため、市街地が活性化しません。

2) 登山道を活かしたまちづくりの課題

- ・コロナ禍以降、登山道に関するイベントが実施できておらず、麓から吉田口登山道をたどる富士山の信仰登山と御師町の価値が忘れられるおそれがあります。
- ・麓から吉田口登山道をたどる富士山の信仰登山の価値が忘れられるおそれがあります。

3) 市民と協働したまちづくりの課題

- ・市民や団体等と協働した、未指定の御師住宅等を活かしたまちづくりが進んでいません。

4) 整備事業の課題

- ・市内には富士山を眺望する箇所が至る所にありますますが、整備が十分でないため、失われるおそれがあります。
- ・市街地に設置された電柱や電線等により、麓から望む富士山の景観の魅力が損なわれています。
- ・登山道の利用者が減り、吉田口登山道や山小屋等が放置され荒廃しています。
- ・外国人を含めた来訪者に、本市の文化財の価値や情報を発信するための看板や案内表示が不十分です。
- ・富士登山を目的に訪れる外国からの観光客には、本市の文化資源の魅力が十分に理解されていません。
- ・富士みち沿いの下吉田地区や御師住宅がある上吉田地区の空き家化、空き地化が進み、御師町としての景観が守れません。

(3) 推進の仕組みづくりに関する課題

推進の仕組みづくりに関する課題は、「体制支援」、「体制整備」の2項目で整理することができます。

1) 体制支援の課題

- ・富士山への外国からの観光客を含む来訪者が増えており、一方でコロナ禍以降、継続的な清掃活動を実施できていないため、富士山の美しい景観を維持できません。
- ・吉田口登山道において担い手が不足しているため、山小屋等の維持管理ができません。
- ・世界文化遺産富士山の誘客プロジェクトが休止しているため、教育・普及が進んでいません。

2) 体制整備の課題

- ・文化資源を保存・活用するための担当学芸員やボランティアガイド等、人材の育成ができていません。
- ・有形及び無形の民俗文化財の現状を十分把握できておらず、適切な保存管理が困難です。

第3節 文化資源の保存・活用に関する方針

(1) 保存・活用に関する方針

保存・活用については、基本方針A～Jに基づいて取り組みます。個別の課題については次の通りです。

1) 調査・研究の方針

基本方針「A 詳細な調査及び調査成果の整理」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・美術工芸品や有形の民俗文化財等の未指定文化財の詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳に整理します。

- ・御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の詳細な把握調査及び把握調査成果の整理を計画的に実施します。
- ・吉田城山の詳細な把握調査及び既存の把握調査成果の整理を実施します。
- ・既存の民俗文化財調査成果を再整理し、更なる現状の把握調査につなげます。

2) 保存・継承の方針

基本方針「B 修理や記録保存に加え、計画立案や指定等を含め、確実に保存・継承出来る適切な処置の実施」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・未指定文化財を適切に指定し、確実に保存・継承出来るよう処置を行います。
- ・富士山信仰用具の保存修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・地域の祭りや伝統行事等の記録保存をし、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・景観に配慮した町並み形成や公共事業等の在り方について検討し、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・未指定文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・歴史的建造物の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・ハード整備として吉田城山の間伐作業や法面对策工事等を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
- ・確実に保存・継承出来るよう、ハード整備として北口本宮富士浅間神社の建造物の修理を行い、適切な処置を行います。
- ・ハード整備として登録有形文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。

3) 継承支援の方針

基本方針「C 助成を含め確実に継承できる支援」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・市指定文化財を所有する個人や団体等へ助成を含め確実に継承できるよう支援を行います。
- ・祭りや伝統行事等の後継者が確実に継承できるよう支援を行います。
- ・祭りや伝統行事に使用する用具等整備助成を行い、確実に継承できるよう支援を行います。

4) 防火・防犯のためのハード整備の方針

基本方針「D 防火・防災対策として適切なハード整備の実施」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・文化財を守るため防火・防災対策として適切なハード整備を実施します。
- ・文化財の管理及び保護のため、防災に関し適正な処置を実施します。
- ・歴史的建造物を震災から守るため適切なハード整備を実施します。
- ・旧外川家住宅を震災から守るため、耐震補強等の適切なハード整備を実施します。
- ・経年劣化により強度が不足している農家（旧武藤家住宅）を震災から守るため、適切なハード整備を実施します。

5) 防火・防犯のためのソフト整備の方針

基本方針「E 防火・防災対策として市民の意識向上等を含めたソフト整備の実施」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・指定等文化財を火災から守るため、防火・防災対策として市消防組合、指定等文化財所有者等の意識向上等を含めたソフト整備を実施します。
- ・文化財の被害拡大を防ぐため、体制やマニュアルの整備を実施します。
- ・文化財を守るため日常的な防火・防災の重要性に対する市民の意識向上等を含めたソフト整備を実施します。
- ・指定等文化財を守るための人材の確保・育成を行い、防火・防災対策におけるソフト整備を実施します。

6) 登山道と山小屋の活用の方針

基本方針「F 多様な主体による登山道や山小屋等の利活用」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・多様な主体による吉田口登山道や山小屋等の利活用を実施します。

7) 市民参加型の魅力発信の方針

基本方針「G 市民参加型の文化資源関連のイベントの実施」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・世代を問わず、効果的な文化財の公開と情報発信の手法を検討し実施することで、市民の文化財に対する理解を深めます。
- ・観光やまちづくりに関連づけたイベントや情報発信を行い、登録有形文化財を活用することで、市民の認知度を向上させます。
- ・市民と共に観光に関連づけた文化財マップの作成を行い、市民の所蔵文化財への認知度を向上させます。
- ・学校や市民講座など、多様な方面から本市の歴史文化の魅力を市内外に発信します。

8) ミュージアムを拠点とした魅力発信の方針

基本方針「H ふじさんミュージアムを拠点とした文化資源の活用」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・ふじさんミュージアムの歴史民俗資料の価値を活用したイベントを実施し、市民の理解を深めます。
- ・ふじさんミュージアムの古文書や古絵図、石碑等を活用したイベントを実施し、市民の理解を深めます。
- ・ふじさんミュージアムを拠点に所蔵文化財を活用したイベントを実施します。
- ・ふじさんミュージアムが所蔵する文化財についてデジタル技術の活用を含めた適切な情報発信を実施します。
- ・外国からの来訪者へ文化財の魅力を伝えるため、解説の多言語化等を実施します。

- ・ふじさんミュージアムが所蔵する文化財について映像展示設備を活用し適切な情報発信を実施します。

9) 文化財修理の方針

基本方針「I 震災から文化資源を確実に守るための適切な処置」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・旧外川家住宅を震災から守るため、耐震補強等の適切なハード整備を実施します。
- ・経年劣化により強度が不足している農家（旧武藤家住宅）を震災から守るため、適切なハード整備を実施します。

10) 管理・展示の方針

基本方針「J 文化資源を有効活用できるよう資料の管理及び適切な展示等の活用の実施」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・旧外川家住宅と旧宮下家住宅、農家（旧武藤家住宅）を有効活用できるように資料の管理及び適切な展示等の活用を実施します。
- ・適切な所蔵管理及び寄贈や寄託を受け入れられるように環境を整えます。

（2）文化資源を活かしたまちづくりに関する方針

文化資源を活かしたまちづくりについては、基本方針K～Nに基づいて取り組みます。個別の課題については次の通りです。

1) 快適なまちづくりの方針

基本方針「K 市街区に位置する文化資源を軸とした、来訪者が快適に楽しめるまちづくりの実施」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・市街区に位置する文化資源を軸に拠点を設け、来訪者同士が快適に交流し、にぎわいあるまちづくりを実施します。
- ・近隣自治体と連携し、来訪者が富士山観光を快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・市街区に位置する文化資源を周遊するルートを作成し、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・“御師のまち”をアピールし、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
- ・市街区に位置する文化資源を軸に来訪者が中心市街地を訪れ、快適に楽しめるまちづくりを実施します。

2) 登山道を活かしたまちづくりの方針

基本方針「L 麓の御師町や市街地と連動した登山道の利活用」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・イベントを再開し、登山道に関連する文化資源を利活用し、麓の御師町や市街地と連動したまちづくりを行います。

- ・登山道に関連する文化資源を利活用し、麓の御師町や市街地と連動した登山道にします。

3) 市民と協働したまちづくりの方針

基本方針「M 学校や市民講座など、多様な方面からの文化資源の魅力発信」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・市民や団体等と協働し、未指定も含めた文化財を活かしたまちづくり事業を実施します。

4) 整備事業の方針

基本方針「N 文化資源を活かした活用に向けた整備事業の実施」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・富士山の眺望地点を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
- ・電線地中化による景観の魅力を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
- ・吉田口登山道や山小屋等を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
- ・来訪者に文化財の価値を適切に伝えるサイン整備事業を実施します。
- ・外国からの来訪者へ向けた観光案内に関する整備事業を実施します。
- ・富士みち沿いの下吉田地区や御師住宅がある上吉田地区の空き屋化した古い住宅を活かした整備事業を実施します。

(3) 推進の仕組みづくりに関する方針

推進の仕組みづくりについては、基本方針O・Pに基づいて取り組みます。個別の課題については次の通りです。

1) 体制支援の方針

基本方針「O 多様な主体による文化資源の維持管理および活用が実施出来る支援および体制整備」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・多様な主体による吉田口登山道の清掃活動を支援及び体制整備を行います。
- ・多様な主体による吉田口登山道の山小屋等の文化資源の維持管理や活用が実施出来るような支援及び体制整備を行います。
- ・多様な主体による世界文化遺産富士山の活用が実施出来るような支援及び体制整備を行います。

2) 体制整備の方針

基本方針「P 多様な主体による文化財の維持管理および活用の実施」に基づき、個別の課題については、次の方針で取組を実施します。

- ・多様な主体による文化資源の保存・活用を行う担当学芸員やボランティアガイドの育成を実施します。
- ・多様な主体による有形及び無形の民俗文化財の保存管理及び活用を実施します。

(4) 方針の課題との関連

第5章で整理した第1期計画の新たな課題と、ここまで述べてきた方針の課題との関連は次のような表に整理することができます（視点、基本方針は図6・1と対応）。

表6・1 方針と課題との関連

課題		視点	基本方針	方針	
調査・研究の課題	美術工芸品や有形の民俗文化財等の分野の把握調査ができておらず、統一的な台帳がありません。（新たな課題ア）	保存・活用	A	A1	美術工芸品や有形の民俗文化財等の未指定文化財の詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳に整理します。
	歴史的建造物に対し、適切な保存措置を行うための把握調査が不十分です。（新たな課題イ）			A2	御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の詳細な把握調査及び把握調査成果の整理を計画的に実施します。
	吉田城山は現状を把握するための調査が不十分で、本質的価値を適切に評価できません。（新たな課題オ）			A3	吉田城山の詳細な把握調査及び既存の把握調査成果の整理を実施します。
	市内の民俗文化財調査を実施してから30年以上が経過し、現状を把握できていません。（新たな課題ウ）			A4	既存の民俗文化財調査成果を再整理し、更なる現状の把握調査につなげます。
保存・継承の課題	指定すべき未指定文化財の指定が進んでおらず、消失が危惧されています。（新たな課題メ）		B	B1	未指定文化財を適切に指定し、確実に保存・継承出来るよう処置を行います。
	富士山信仰に関わる用具が数多く残されていますが、劣化が進んでいます。			B2	富士山信仰用具の保存修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
	後継者が不足し、継承が難しくなっている地域の祭りや伝統行事等の記録作成が進んでいません。			B3	地域の祭りや伝統行事等の記録保存をし、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
	御師町に代表される歴史的な町並みや市内から望む世界文化遺産の富士山の景観等が失われつつあります。（新たな課題キ）			B4	景観に配慮した町並み形成や公共事業等の在り方について検討し、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
	一部の未指定文化財は、劣化・き損状況が十分に把握されておらず、また適切な修理・整備ができていないため、消失が危惧されています。			B5	未指定文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
	劣化・き損が進んでいる歴史的建造物の現状確認が十分でなく、適切な修理、整備ができておらず、消失が危惧されています。			B6	歴史的建造物の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
	吉田城山は、法面が危険な状態で放置され、崩落のおそれがあるとともに、樹木の繁茂により、荒廃が進むおそれがあります。			B7	ハード整備として吉田城山の間伐作業や法面対策工事等を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
	富士山信仰の拠点である北口本宮富士浅間神社の建造物に経年劣化がみられるものの、適切な修理、整備ができておらず、継承が危ぶまれています。（新たな課題カ）			B8	確実に保存・継承出来るよう、ハード整備として北口本宮富士浅間神社の建造物の修理を行い、適切な処置を行います。
	登録有形文化財の一部は経年劣化しているものの、適切な修理、整備ができておらず、その価値が失われるおそれがあります。			B9	ハード整備として登録有形文化財の修理を行い、確実に保存・継承出来るよう適切な処置を行います。
継承支援の課題	個人や団体等が所有する市指定文化財は、後世へ継承するための修理費用の負担が大きく、修理が進められていません。（新たな課題エ）		C	C1	市指定文化財を所有する個人や団体等へ助成を含め確実に継承できるよう支援を行います。
	地域の祭りや伝統行事等の後継者が不足し、継承が難しくなっています。			C2	祭りや伝統行事等の後継者が確実に継承できるよう支援を行います。
	地域の祭りや伝統行事等の後継者が不足し、使用する用具等の整備が滞っています。			C3	祭りや伝統行事に使用する用具等整備助成を行い、確実に継承できるよう支援を行います。

第6章 文化資源の保存・活用

課題		視点	基本方針	方針	
防火・防犯のためのハード整備の課題	防火施設の不足により災害発生時に文化財がき損・消滅するおそれがあります。	保存・活用	D	D1	文化財を守るため防火・防災対策として適切なハード整備を実施します。
	防火施設等の機能不良により災害発生時に文化財がき損・消滅するおそれがあります。(新たな課題シ)			D2	文化財の管理及び保護のため、防災に関し適正な処置を実施します。
	耐震性能が不足し、構造が脆弱になっている歴史的建造物の現状を適切に評価できておらず、計画的な補強等対策ができていません。			D3	歴史的建造物を震災から守るため適切なハード整備を実施します。
	耐震診断の結果、旧外川家住宅の耐震性能の不足が判明していますが、適切な補強が行われておらず継承が危ぶまれています。(新たな課題ス)			D4	旧外川家住宅を震災から守るため、耐震補強等の適切なハード整備を実施します。
	農家(旧武藤家住宅)は、経年劣化により強度が不足していますが、適切な修理等処置が行われておらず、継承が危ぶまれています。			D5	経年劣化により強度が不足している農家(旧武藤家住宅)を震災から守るため、適切なハード整備を実施します。
防火・防犯のためのソフト整備の課題	市消防組合、指定等文化財所有者等の文化財の火災に対する危険性への意識が十分に高いとはいえず、火災による文化財のき損・消失が危ぶまれます。(新たな課題コ)		E	E1	指定等文化財を火災から守るため、防火・防災対策として市消防組合、指定等文化財所有者等の意識向上を含めたソフト整備を実施します。
	災害発生時に、被災した文化財の被害拡大を防ぐ体制やマニュアルが十分に整備されていません。(新たな課題セ)			E2	文化財の被害拡大を防ぐため、体制やマニュアルの整備を実施します。
	日常的な文化財の防火・防災の重要性が市民に十分に知られていません。			E3	文化財を守るため日常的な防火・防災の重要性に対する市民の意識向上を含めたソフト整備を実施します。
	指定等文化財が市内各所に分布しており、市職員による日常的な監視が困難です。(新たな課題サ)			E4	指定等文化財を守るための人材の確保・育成を行い、防火・防災対策におけるソフト整備を実施します。
の登山道と小屋	多くの関係者と複雑な権利関係等により、吉田口登山道や山小屋等の活用がスムーズに進んでいません。(新たな課題ケ)		F	F1	多様な主体による吉田口登山道や山小屋等の活用を実施します。
市民参加型の魅力発信の課題	高齢者の方も含め、どの世代の市民に対してもわかりやすい文化財の公開と情報発信がなされておらず、市民の文化財に対する理解が進んでいません。(新たな課題ソ・ツ・ミ)		G	G1	世代を問わず、効果的な文化財の公開と情報発信の手法を検討し実施することで、市民の文化財に対する理解を深めます。
	登録有形文化財の中には、市民に十分に価値が認知されていないものがあります。			G2	観光やまちづくりに関連づけたイベントや情報発信を行い、登録有形文化財を活用することで、市民の認知度を向上させます。
	所蔵文化財に関連する埋蔵文化財や遺跡、動物・植物・地質鉱物の網羅的な分布図がなく、市民の市の歴史文化に対する理解が深まりません。(新たな課題チ)			G3	市民と共に観光に関連づけた文化財マップの作成を行い、市民の所蔵文化財への認知度を向上させます。
	本市の歴史文化の価値と魅力が、市内外に十分知られていません。(新たな課題タ)			G4	学校や市民講座など、多様な方面から本市の歴史文化の魅力を市内外に発信します。
	富士山に興味・関心のある市民に対して、学びの機会を十分に提供できていません。				
	児童・生徒が富士山や富士山信仰等の地域の歴史文化に触れる機会が減っているため、身近に感じられません。				

課題		視点	基本方針	方針	
ミュージアムを拠点とした魅力発信の課題	ふじさんミュージアムの歴史民俗資料の価値が、市民や来訪者に十分に理解されていません。	保存・活用	H	H1	ふじさんミュージアムの歴史民俗資料の価値を活用したイベントを実施し、市民の理解を深めます。
	古文書や古絵図、石碑等の翻刻作業が十分に進んでおらず、史料の内容を市民や来訪者が理解することが難しい状況です。			H2	ふじさんミュージアムの古文書や古絵図、石碑等を活用したイベントを実施し、市民の理解を深めます。
	ふじさんミュージアム所蔵文化財は公開・活用の取組が特定の文化財や地域に限定されています。			H3	ふじさんミュージアムを拠点に所蔵文化財を活用したイベントを実施します。
	市内の文化財や博物館の活動に関する情報が、十分に市民や来訪者に届いていません。(新たな課題ツ)			H4	ふじさんミュージアムが所蔵する文化財についてデジタル技術の活用を含めた適切な情報発信を実施します。
	市内の文化財の展示・解説等の多言語化が進んでおらず、博物館の活動に関する情報が、外国からの来訪者に届いていません。(新たな課題テ・ヘ)			H5	外国からの来訪者へ文化財の魅力を伝えるため、解説の多言語化等を実施します。
	映像展示設備が十分に活用されているとは言いがたく、市内の文化財や博物館の活動に関する情報が、来訪者に届いていません。(新たな課題ト)			H6	ふじさんミュージアムが所蔵する文化財について映像展示設備を活用し適切な情報発信を実施します。
文化財修理の課題	耐震診断の結果、旧外川家住宅の耐震性能の不足が判明していますが、適切な補強が行われておらず継承が危ぶまれています。	I	I	I1	旧外川家住宅を震災から守るため、耐震補強等の適切なハード整備を実施します。
	農家(旧武藤家住宅)は、経年劣化により強度が不足していますが適切な補強・修理が行われておらず、継承が危ぶまれています。			I2	経年劣化により強度が不足している農家(旧武藤家住宅)を震災から守るため、適切なハード整備を実施します。
管理・展示の課題	旧外川家住宅と旧宮下家住宅、農家(旧武藤家住宅)の展示・解説が不足しており、有効な活用が不十分です。また展示・解説の更新頻度が少なく、最新情報が伝わりません。(新たな課題ニ・ヌ・ネ)	J	J	J1	旧外川家住宅と旧宮下家住宅、農家(旧武藤家住宅)を有効活用できるように資料の管理及び適切な展示等の活用を実施します。
	博物館における収蔵量が限界にあり、新規資料の寄贈や寄託を受け入れられません。			J2	適切な所蔵管理及び寄贈や寄託を受け入れられるように環境を整えます。
快適なまちづくりの課題	市民や来訪者が自由に情報交換や交流を行うことができる拠点となる場がなく、交流が活性化しません。	文化資源を活かしたまちづくり	K	K1	市街区に位置する文化資源を軸に拠点を設け、来訪者同士が快適に交流し、にぎわいあるまちづくりを実施します。
	本市単独の取組だけでは、富士山の観光において、十分な成果を発揮できません。			K2	近隣自治体と連携し、来訪者が富士山観光を快適に楽しめるまちづくりを実施します。
	市内の文化資源には、来訪者にその魅力を伝えるような周遊ルートがなく、十分な活用が行われていないものがあります。(新たな課題ハ)			K3	市街区に位置する文化資源を周遊するルートを作成し、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
	アピールが不十分であるため、本市の特徴である“御師のまち”が十分に認識されません。(新たな課題ノ)			K4	“御師のまち”をアピールし、来訪者が快適に楽しめるまちづくりを実施します。
	富士山周辺を訪れる観光客が本市の中心市街地にあまり足を運ばないため、市街地が活性化しません。			K5	市街区に位置する文化資源を軸に来訪者が中心市街地を訪れ、快適に楽しめるまちづくりを実施します。

第6章 文化資源の保存・活用

課題		視点	基本方針	方針	
まちづくりの課題 登山道を活かした課題	コロナ禍以降、登山道に関するイベントが実施できておらず、麓から吉田口登山道をたどる富士山の信仰登山と御師町の価値が忘れられるおそれがあります。 (新たな課題モ)	文化資源を活かしたまちづくり	L	L1	イベントを再開し、登山道に関連する文化資源を利活用し、麓の御師町や市街地と連動したまちづくりを行います。
	麓から吉田口登山道をたどる富士山の信仰登山の価値が忘れられるおそれがあります。			L2	登山道に関連する文化資源を利活用し、麓の御師町や市街地と連動した登山道にします。
まちづくりの課題 市民と協働した課題	市民や団体等と協働した、未指定の御師住宅等を活かしたまちづくりが進んでいません。(新たな課題マ・メ)		M	M1	市民や団体等と協働し、未指定も含めた文化財を活かしたまちづくり事業を実施します。
整備事業の課題	市内には富士山を眺望する箇所が至る所にありますが、整備が十分でないため、失われるおそれがあります。		N	N1	富士山の眺望地点を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
	市街地に設置された電柱や電線等により、麓から望む富士山の景観の魅力が損なわれています。(新たな課題ク)			N2	電線地中化による景観の魅力を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
	登山道の利用者が減り、吉田口登山道や山小屋等が放置され荒廃しています。			N3	吉田口登山道や山小屋等を活かした活用に向けた整備事業を実施します。
	外国人を含めた来訪者に、本市の文化財の価値や情報を発信するための看板や案内表示が不十分です。(新たな課題ヘ)			N4	来訪者に文化財の価値を適切に伝えるサイン整備事業を実施します。
	富士登山を目的に訪れる外国からの観光客には、本市の文化資源の魅力が十分に理解されていません。(新たな課題ホ)			N5	外国からの来訪者へ向けた観光案内に関する整備事業を実施します。
	富士みち沿いの下吉田地区や御師住宅がある上吉田地区の空き家化、空き地化が進み、御師町としての景観が守れません。			N6	富士みち沿いの下吉田地区や御師住宅がある上吉田地区の空き屋化した古い住宅を活かした整備事業を実施します。
体制支援の課題	富士山への外国からの観光客を含む来訪者が増えており、一方でコロナ禍以降、継続的な清掃活動を実施できていないため、富士山の美しい景観を維持できません。 (新たな課題ヨ)	推進の仕組みづくり	O	O1	多様な主体による吉田口登山道の清掃活動を支援及び体制整備を行います。
	吉田口登山道において担い手が不足しているため、山小屋等の維持管理ができません。			O2	多様な主体による吉田口登山道の山小屋等の文化資源の維持管理や活用が実施出来るような支援及び体制整備を行います。
	世界文化遺産富士山の誘客プロジェクトが休止しているため、教育・普及が進んでいません。(新たな課題ラ)			O3	多様な主体による世界文化遺産富士山の活用が実施出来るような支援及び体制整備を行います。
体制整備の課題	文化資源を保存・活用するための担当学芸員やボランティアガイド等、人材の育成ができていません。 (新たな課題エ・ナ・ニ・ム・ヤ・ユ)		P	P1	多様な主体による文化資源の保存・活用を行う担当学芸員やボランティアガイドの育成を実施します。
	有形及び無形の民俗文化財の現状を十分把握できておらず、適切な保存管理が困難です。			P2	多様な主体による有形及び無形の民俗文化財の保存管理及び活用を実施します。

第4節 文化資源の保存・活用に関する措置

第2、3節で整理した課題とそれに対する方針に基づき、措置を実施いたします。本計画期間中に行う指定等文化財、未指定文化財の調査、指定、修理、情報発信、普及啓発、民間と連携した取組などの具体的な措置は以下の通りです。

措置の実施には、市費、県費、国費（文化財補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金等）、ふるさと納税やクラウドファンディング等の寄付金、その他民間資金を活用しながら進めていきます。なお、各事業の実施は、必要に応じて市民・地域活動団体や学識経験者などの意見把握を行い、詳細な事業の内容や実施時期を検討します。

表の解説

- ・実線…実施、破線…実施に向けた準備及び検討
- ・実施主体 ◎…特に主体的に実施、○…主体的に実施

（1）保存・活用に関する措置

未指定文化財の把握調査や指定等を継続的に実施するほか、指定等文化財の修理を実施します。

1）調査・研究の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12～
1	A1	(再掲) 【継続】	未指定文化財の把握調査	美術工芸品や各地区の有形の民俗文化財の調査分野における詳細な把握調査及び調査成果の整理を計画的に行い、台帳への整理を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						
2	A2	(再掲) 【継続】	御師住宅や各地区の寺院や神社等の歴史的建造物の把握調査	歴史的に価値の高い建造物を適切に保存するため、建造物の把握調査を計画的に順次行います。			◎	◎	◎	市						
3	A3	(再掲) 【継続】	吉田城山の把握調査	吉田城山の既存の把握調査結果を整理・分析を行い、本質的価値に関するロードマップ作成の検討を図ります。	○	○	○	◎	◎	市						
4	A4	(再掲) 【新規】	市内の民俗文化財調査	30年前に行った民俗文化財の調査結果を整理し、新たな把握調査と保存管理を計画的に行うロードマップを作成します。	○			◎	◎	市						

2) 保存・継承の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
5	B1	【継続】	未指定文化財の指定	指定等の条件が整った文化財について、市内の未指定文化財の指定を行います。	○	○	○	◎	◎	市						
6	B2	【新規】	吉田口の富士山信仰用具保存修理	劣化した富士山信仰用具の保存修理を計画的に行います。					◎	市	...					
7	B3	【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の記録事業）	地域の祭りや伝統行事等の記録作成を支援します。		◎			◎	国						
8	B4	【継続】	景観形成ガイドライン等作成の検討	景観に配慮した町並み形成や公共事業等の在り方について検討を図ります。	○	○	○	◎	◎	市	...					
9	B5	【継続】	未指定文化財の保存	未指定文化財の劣化・き損状況を把握し、緊急性の高いものから修理・保存整備を実施します。	○	○	○	◎	◎	市						
10	B6	【継続】	歴史的建造物の修理・整備	歴史的建造物の劣化・き損状況を確認したうえで、計画を立て、修理・整備を実施します。			◎	◎	◎	市						
11	B7	【継続】	吉田城山の保存のための整備	吉田城山の未実施の間伐作業や法面対策工事等を実施します。			◎	◎	◎	市						
12	B8	【継続】	北口本宮富士浅間神社保存修理	重要文化財である建造物群を保存の緊急性に応じて計画的に修理します。			◎	◎	◎	国・県・市						
13	B9	【新規】	登録有形文化財の修理	登録有形文化財の保存の緊急性に応じた修理を計画的に行います。			◎	◎	◎	国・市						

3) 継承支援の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
14	C1	【継続】	市指定文化財に係る補助制度事業	市指定文化財を適切に保存するため、人材確保も含め、所有者等が行う修理事業・活動等への助成を10分の3以内で行います。	○	◎	◎	○	◎	市						
15	C2	【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の後継者養成支援事業）	地域の祭りや伝統行事等の後継者養成支援を行います。		◎	○	○	◎	国						
16	C3	【継続】	地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等の用具整備支援事業）	地域の祭りや伝統行事等の用具等整備の支援を行います。		◎	○	○	◎	国						

4) 防火・防犯のためのハード整備の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
17	D1	【新規】	防災施設の設置	文化財への防火貯水槽、消火栓、避雷針等の防災施設を設置します。			◎	○	◎	国・県・市						
18	D2	【継続】	防災施設保守点検事業	防災施設保守点検を定期的に行うことで、文化財の管理及び保護に万全を図ります。			◎		◎	県・市						
19	D3	【新規】	歴史的建造物の耐震化促進	歴史的建造物の耐震性を適正に評価し、優先順位をつけて計画的に補強等の対策を図ります。			◎	◎	◎	国・県・市						
20	D4	【継続】	旧外川家住宅耐震化事業	耐震診断に基づく耐震補強を実施します。				◎	◎	国・県・市						

第6章 文化資源の保存・活用

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
21	D5	【継続】	農家（旧武藤家住宅）保存修理	公園整備事業において、農家（旧武藤家住宅）の耐震補強を行い、同エリア内に移築修理工事を行います。					◎	市						

5) 防火・防犯のためのソフト整備の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
22	E1	【継続】	防火訓練の実施（文化財防火デー）	火災による消失を防ぐために、市消防組合、指定等文化財所有者等による防火訓練を実施し、消火体制への意識を高めます。	○	○	◎		◎	市						
23	E2	【新規】	文化財防災体制及びマニュアルの作成	災害から文化財を守るための体制整備と国、県等と連携した文化財防災行動マニュアルを整備します。	○	○	○	○	◎	市	...					
24	E3	【新規】	文化財の防火・防災等における啓発	市民を対象としてHP・広報等により周知します。					◎	市						
25	E4	【継続】	文化財パトロール（文化財保護指導員）の実施	文化財保護指導員の人材確保や継続的な研修を行い、平時における指定等文化財の巡視を充実させます。					◎	県・市						

6) 登山道と山小屋の活用の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
26	F1	【継続】	吉田口登山道保存と活用のための活動計画策定事業に伴う活用	吉田口登山道保存と活用のための活動計画に基づいて麓から六合目安全指導センターまでの間におけるエリアについて、富士山信仰を体感できる環境を継承させるため、多様な主体により神社施設の復元や景観の修景等を行い、利用促進に繋がります。	○	○	○	○	◎	市						

7) 市民参加型の魅力発信の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
27	G1	【継続】	文化財資料の公開	文化財資料をはじめとした市の所蔵する文化財のデジタルアーカイブ化等の導入を検討し、SNSだけでなく文化財を身近に感じられる公開と情報発信を図ります。	○	○	○	◎	◎	国・市						
28	G2	【新規】	登録有形文化財の活用イベントの実施	地域振興及び観光振興等に繋がるように、公有化した旧高尾家住宅（絹屋町織物市場）等の登録有形文化財の活用したイベントを行います。			◎	◎	◎	国・市	...					
29	G3	【新規】	文化財の魅力発信業務	誰が見てもわかりやすく、行ってみたいと思える魅力的な文化財マップ等の作成をデジタル技術の利用も踏まえ、検討を図ります。			◎	◎	◎	国・市	...					

第6章 文化資源の保存・活用

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
30		【継続】	広報活動の実施	本市の歴史文化を広く市内外へ発信するため、市広報紙での連載を行うほか、ケーブルテレビやコミュニティFM、また、SNSといった情報媒体を活用し、広報活動を行います。	○	○	○		◎	市						
31	G4	【継続】	講座の実施	「富士山学」と題して、富士山の自然や信仰等を学ぶ講座、企画展示に合わせてガイドランスを行います。	○	○	○		◎	市						
32		【継続】	学校教育「富士山学」との連携	児童・生徒が地域に愛着と誇りを持つことができるよう、学校教育と連携して「富士山学習研究会」での出前授業や教職員への研修を行います。					◎	市						

8) ミュージアムを拠点とした魅力発信の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
33	H1	【継続】	ふじさんミュージアム関連事業 富士山信仰の歴史民俗資料の公開	企画展や講座を継続的に開催するとともに、博物館の収蔵品（古文書・考古資料、図書、絵図等）をデジタル化し、インターネット等にて広く公開普及に努めるよう新たな公開を図る方法の検討を行います。	○	○	○	◎	◎	国・市						
34	H2	【継続】	ふじさんミュージアム関連事業 古文書類の公開	古文書等の記録類の翻刻作業を行い公開します。			○	◎	◎	市						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
35	H3	【継続】	ふじさんミュージアム 関連事業 所蔵文化財 の公開	富士山及び富士山信仰に関連するものに 限らず、市内全域にわ たり残されている歴 史文化に関する幅広 い分野の市所蔵文化 財の公開を図ります。					◎	市						
36	H4	【継続】	ふじさんミュージアム 関連事業 情報発信	博物館に関する情報 や市内にある文化財 に関する情報を含む 博物館だより『MARUB I』、企画展の展示・ 解説や図録の発行を 行います。					◎	市						
37	H5	【継続】	ふじさんミュージアム 関連事業 展示・解説等 の多言語化	ふじさんミュージアム の展示・解説等を多 言語化し、来館した外 国からの来訪者に対 して、富士山信仰への 理解・興味を深めま す。					◎	市						
38	H6	【継続】	ふじさんミュージアム 関連事業 映像展示施設による展 示	映像展示設備を活用 し、富士山信仰に関し て誰にでもわかりや すく、親しみやすい展 示を図ります。					◎	市						

9) 文化財修理の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
20	I1	(再掲) 【継続】	旧外川家住宅耐震化事業	耐震診断に基づく耐震補強を実施します。				◎	◎	国・県・市						
21	I2	(再掲) 【継続】	農家(旧武藤家住宅)保存修理	公園整備事業において、農家(旧武藤家住宅)の耐震補強を行い、同エリア内に移築修理工事を行います。					◎	市						

10) 管理・展示の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12～
39	J1	【継続】	旧外川家住宅と旧宮下家住宅、農家（旧武藤家住宅）における展示設備の整備	耐震補強工事实施後における展示について再考し、対面でのガイドを補完するデジタル展示や音声ガイドダンス等の導入を検討します。					◎	国・市	■	■	■	■	■	■
40	J2	【新規】	資料の収蔵管理	収蔵庫の拡張や機能更新、デジタルアーカイブ化等を通じて、貴重な文化財を持続的に後世に残す手段の検討を図ります。					◎	市	■	■	■	■	■	■

(2) 文化資源を活かしたまちづくりに関する措置

1) 快適なまちづくりの措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12～
41	K1	【新規】	ふじさんミュージアムパークの活用	ふじさんミュージアム及び鐘山周辺エリアを既存の文化資源を有効に活用しながら、より機能を高めた交流拠点として活用を図ります。 ※（一財）ふじよしだ観光振興サービスに運営委託		◎			◎	市・団体	■	■	■	■	■	■
42	K2	【継続】	広域観光ルートの整備（富士山課主体）	世界文化遺産「富士山」に関連する隣接市町村と連携を図りながら、文化資源を巡るルートを設定し、広域観光ルートの整備を進めます。	○	○			◎	市	■	■	■	■	■	■

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
43	K3	【継続】	周遊ルート の設定（富士 山課主体）	サインやマップ、SNS 等を活用して、外国か らの観光客を含め来 訪者に本市の魅力を 伝える文化資源の周 遊ルートを整備しま す。	○	○			◎	市						
44	K4	【継続】	おし街さん ぽ事業（富士 山課主体）	世界文化遺産の構成 資産である「北口本宮 富士浅間神社」や「旧 外川家住宅」を含む “御師のまち”を市と 北口本宮富士浅間神 社が公認したガイド が案内するまちある きツアーを実施しま す。※（一財）ふじよ しだ観光振興サービ スに運営委託	○	○		◎	◎	市・ 団体						
45	K5	【継続】	観光振興事 業	市内中心市街地活性 化事業として、市内に おける文化資源及び 観光資源を生かした イベント等を開催し ます。	○	○	○	◎	◎	国・市・ 団体	...					

2) 登山道を活かしたまちづくりの措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
46	L1	【継続】	麓から登山 推進事業（富 士山課主体）	御山参詣 富士まで歩 く講 日本橋から富士吉田 （鉄砲洲稲荷社から 北口本宮富士浅間神 社）までの道のり約 120kmをかつての街道 を通して富士山に対 する思いを実感しな がら歩くイベントを 再開します。	◎	◎		◎	◎	市	...					

第6章 文化資源の保存・活用

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
47	L2	【継続】	麓から登山認定書発行事業（富士山課主体）	麓からの登山者への登山認定書の発行 吉田口登山道を麓から山頂までを登山された方もしくは麓から五合目まで登山された方への登山認定書を配布します。	◎	◎		◎	◎	団体						

3) 市民と協働したまちづくりの措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
48	M1	【継続】	オープンヘリテージ事業	まちづくり団体と協働で企画し、文化財に指定されていない御師住宅等の歴史的な建造物等の見学受け入れを通して、埋もれた文化財の再発見とその価値を高めていきます。	◎	◎			◎	市						

4) 整備事業の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
49	N1	【新規】	富士山の眺望地点の景観整備	市内各所にある富士山の眺望地点（新倉山浅間公園等）の眺望を阻害する樹木伐採や枝打ち等を行い、景観を整備します。	○	○	○		◎	市						
50	N2	【継続】	電線地中化による景観整備	電線地中化といった世界文化遺産に登録された富士山を活かした市街地の景観形成を図ります。					◎	県						

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
51	N3	【継続】	吉田口登山道保存と活用のための活動計画策定事業に伴う整備	北口本宮富士浅間神社の登山門から六合目安全指導センターまでの間に既存する神社施設や山小屋の調査の結果に基づき、所有者の意向を踏まえた上で建物の復元に向けた支援等を行います。	○	○	○	○	◎	市						
52	N4	【継続】	文化財説明板等の設置	来訪者に向けて、老朽化した文化財の解説及び案内標識等を改修し、必要に応じて新設する等の整備を行います。	○	○	○		◎	市						
53	N5	【継続】	多言語観光案内集客事業（富士山課主体）	来訪した外国からの観光客に対して、トラベルオーディオガイドアプリ（on the trip）を使用してもらうことで、本市の文化資源への理解・興味を深めます。（市内観光施設等への設置）					◎	市						
54	N6	【新規】	まちづくり事業	株式会社ふじよしだまちづくり公社によるまちづくりファン্ডを用いて、来訪者が滞留したくなるような場所を整備し、御師町としての景観を守ります。	○	◎	◎		○	民間						

(3) 推進の仕組みづくりに関する措置

市民や来訪者が積極的に参加できる仕組みをつくり、文化資源の保存・活用、まちづくりを推進していく体制の支援と整備を実施します。

1) 体制支援の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
55	01	【継続】	吉田口登山道周辺清掃	市内の各種団体の協力体制を充実し、清掃活動を毎年実施します。	◎	◎			◎	市						
56	02	【継続】	吉田口登山道維持管理事業	吉田口登山道の景観を維持管理することを目的とした組織を新たに設置し、山小屋登山道周辺の下草刈り等の活動を継続的にを行います。	◎	◎	◎	◎	◎	市	●	●	●	●	●	●
57	03	【継続】	REBIRTH! 富士講プロジェクト	世界文化遺産としての理解の深化を図るための研修会を開催します。	◎	◎		◎	○	県・市等						

2) 体制整備の措置

No	方針	種別	事業名称	事業概要	取組主体					財源	取組期間					
					市民等	団体等	所有者等	専門家	行政		R7	R8	R9	R10	R11	次期 R12 ～
58	P1	【継続】	文化資源を保存・活用する人材の育成	文化資源の保存・活用を行う担当学芸員やボランティアガイドの育成を行います。	◎	◎			◎	市	●	●	●	●	●	●
4	P2	(再掲) 【新規】	市内の民俗文化財調査	30年前に行った民俗文化財の調査結果を整理し、新たな把握調査と保存管理を計画的に行うロードマップを作成します。	○			◎	◎	市	●	●	●	●	●	●